

富士見町住宅リフォーム事業補助制度のご案内

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217 Eメール:kensetsu@town.fujimi.lg.jp

町では、町内業者に依頼してリフォームを行う町民の方に費用の一部を補助します。

- 【対象者】 ①町内に住民登録され、居住している又は居住しようとする方（ただし、補助金実績報告時に住民登録されている場合）
②町税等を滞納していない方
- 【対象建築物】 ①対象者が町内に所有し、居住又は居住しようとする個人住宅部分
②住宅と同一敷地内の倉庫、車庫、物置等
※①②の住宅には火災報知器が設置されている必要があります。未設置の場合設置が必要です。
- 【補助対象工事】 ①平成28年4月1日以降に着工し平成29年3月中に完了実績報告書が提出できる工事
②工事に要する費用が10万円以上の工事
③町内業者が施工する工事
- 【補助金額】 補助対象工事費の10%で1,000円未満は切捨てた額 上限は10万円
- 【申込み手続き】 リフォーム工事着工前に「富士見町住宅リフォーム補助金交付申請書」をご提出ください。また、申請前に事前相談をお願いします。



秋の「家庭犬しつけ方教室」参加者募集

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

- 【日程】 9月11日から10月23日までの毎週日曜日 全7回
午後1時30分～午後3時30分
- 【場所】 諏訪合同庁舎講堂および駐車場
- 【対象】 一般家庭犬とその飼い主 ※犬の同伴は第2回～第7回
- 【参加条件】 犬種を問わず、登録、法定ワクチン接種を済ませた犬（発情中の場合はご相談ください）
- 【募集頭数】 30頭（申込順）
- 【参加費】 2,000円、テキスト代 500円、動物愛護会年会費 1,000円（会員は不要）
首輪・リード代（手持ちの場合は不要）
- 【申込締切】 9月2日（金）
- 【申込方法】 ハガキか電話でお申し込みください。
ハガキ 〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10
諏訪保健福祉事務所内動物愛護会諏訪支部事務局宛
ハガキに ①住所氏名 ②電話番号 ③犬の名前
④犬種 ⑤犬の年齢 ⑥犬の性別
⑦特徴（引っ張る、吠える、咬む、臆病、トイレができない等）を記入
- 電話 長野県動物愛護会諏訪支部しつけ方部会（内田） ☎23-5998



住宅用火災警報器の維持管理について

問 諏訪広域消防 富士見消防署 ☎61-0119

住宅用火災警報器の電池切れの時期が迫っています。

住宅用火災警報器は、新築の住宅は平成18年6月1日から設置を義務化されており、既存の住宅も諏訪地域では平成21年6月1日から義務化されています。

初期に設置されました住宅は今年で10年目に入ります。警報器設置の時期によっては電池切れ、もしくは電池交換の対象となる器具が出てくるのが考えられます。

多くの製造メーカーは、器具設置から10年で本体の交換（または電池交換）の目安としています。「警報器のランプが点滅」「火災でないのに音が鳴る」等の場合は購入した店舗、メーカーにお問い合わせください。

住宅用火災警報器は火災時に、逃げ遅れを防ぐのに大変有効な器具です。

大切な生命、財産を守るため、電池が切れる前に交換または新しい商品との取り替えをお願いします。